

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長 森 下 将 典

第87回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年3月に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された株主の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復興することをお祈り申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀

3. 目的事項

報告事項

1. 第87期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件 |

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.mbkworld.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、緩やかに景気が回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられ、また失業率も高水準にあるなど依然として厳しい状況にありました。

先行きにつきましても、景気を持ち直しが期待される一方で、生産や個人消費などにおいて震災の影響が懸念されるほか、雇用情勢の悪化、原油価格の上昇、海外景気の下振れなどのリスク要因があることから、予断を許さない状況であります。

当社グループの主要な事業領域についてみますと、国内の金融・不動産市場、ホテル・レジャー需要などが持ち直しつつある中で、震災による悪影響が懸念されております。一方、中国経済については、不動産価格や物価の動向に留意する必要があるものの、景気は内需を中心に拡大傾向が続くと見込まれております。

このような経済状況のもとで、当期の当社グループは、前期に引き続き、積極的な投資回収、これに伴う有利子負債の削減、並びに徹底したコスト削減などの経営合理化に取り組んでまいりました。一方で、オペレーション事業においては、新規店舗の開拓を活発に行い、業容の拡大を図ってまいりました。

当期連結業績については、円高の影響による投資回収の目減りや新規事業開始による一時的な支出があった一方で、投資不動産の売却による収入、粗利が大きかったことから、増収、増益となり、売上高8,051百万円（前年同期比36.6%増）、営業利益982百万円（前年同期比54.0%増）、経常利益909百万円（前年同期比83.3%増）、当期純利益709百万円（前年同期比13.3%増）となりました。

なお、平成22年11月19日開催の当社臨時株主総会決議にもとづき、平成23年1月1日付で、当社を存続会社、当社連結子会社である株式会社MBKオペレーターズを消滅会社とする吸収合併の効力が発生しております。これにより、当期末時点の連結子会社がなくなったため、後記連結計算書類において連結貸借対照表の記載を省略しております。

報告セグメントごとの業績は、次の通りであります。(注)1.2.3.

(マーチャント・バンキング事業)

当社グループは、当事業部門におきまして、主に日本及び中国の企業及び不動産向けの投資事業、並びにアドバイザー事業を営んでおります。

当事業部門においては、アドバイザー案件の実績の積み上げを行ったほか、販売用不動産の新規投資を再開するなど、投資回収中心の状況から、将来の収益実現に向けた取り組みへの転換を図っております。

当期の業績については、「ホテル日航茨木 大阪」(大阪府茨木市)の不動産の売却による収入3,820百万円、回収益1,376百万円が大きかったほか、海外企業投資における収入490百万円、回収益28百万円などがあり、売上高4,710百万円、セグメント利益1,470百万円となりました。

(オペレーション事業)

当社グループは、当事業部門におきまして、ホテルの宿泊施設及びボウリング場等スポーツ施設の運営、公営施設の運営受託などを行っております。

当事業部門においては、基幹店舗である「ホテル日航茨木 大阪」から撤退した一方で、平成22年4月にビジネスホテル「ホテルグランディ宮崎」(宮崎県宮崎市)、平成22年12月にリゾートホテル「ヴィラ北軽井沢エルウィング」(群馬県吾妻郡)、平成23年3月に当社初のレストラン単独店舗である「Breeze of Bay 京都四条河原町丸井店」(京都府京都市)を開業するなど、積極的な店舗展開を進めてまいりました。

また、平成23年4月1日付で独自ブランドのビジネスホテル第一号店である「大分アリストンホテル」(大分県大分市)、新たな指定管理事業の拠点である「国民宿舎 マリンテラスあしや」(福岡県遠賀郡)及び愛媛大学医学部付属病院の医療給食業務の3拠点の新規開業があり、当期はこれらの準備活動を行いました。

当期の業績については、従来取り組んできた合理化努力により各事業拠点の事業採算は堅調に推移しておりますが、「ホテル日航茨木 大阪」撤退の影響や、震災の影響により平成23年3月単月の業績が著しく落ち込んだこと、並びに前記の新規店舗開業について一時的な費用があったことなどにより、売上高3,342百万円、セグメント損失70百万円となりました。

報告セグメントの売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減(△)率
	千円	%	千円	%	千円	%
マーチャント・ バンキング事業	2,765,502	45.5	4,710,484	58.5	1,944,982	70.3
オペレーション事 業(ホスピタリテ ィ&ウェルネス事 業)	3,311,757	54.5	3,342,323	41.5	30,566	0.9
合 計	6,077,259	100.0	8,052,808	100.0	1,975,548	32.5

(注)1. 上記の報告セグメントごとの業績は、前期の「事業の種類別セグメント情報」と集計方法が異なっております。

2. 前期において「ホスピタリティ&ウェルネス事業」としていたものを、当期より「オペレーション事業」と名称変更しております。

3. セグメント間取引については、相殺消去しておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は102百万円であり、その主なものは、「ヴィラ北軽井沢エルウィング」の事業承継による設備投資42百万円、「大分アリストンホテル」の新規開業による設備投資18百万円及び「ホテルJALシティ松山」の設備の更新による設備投資13百万円などであります。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営基盤の強化及び持続的な事業成長を実現するための重要課題として、以下の5つの事項を挙げ、取り組んでおります。

- ① コンサルティング及びアレンジメント事業による収益基盤の強化
- ② 営業投融資事業における収益確保と適切なリスク管理
- ③ 新規出店や合理化努力などによるオペレーション事業の採算向上
- ④ 専門知識や豊富な経験を持った人材の確保・育成・組織化
- ⑤ 事業成長に必要な資金の確保

また、併せまして、当社グループ全体のコンプライアンス体制、リスク管理体制の強化をさらに進め、引き続き経営の健全性確保に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第84期	第85期	第86期	第87期
		平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	(当連結会計年度) 平成23年3月期
売 上 高 (千円)		5,054,956	7,771,124	5,894,574	8,051,486
経常利益又は経常損失(△) (千円)		△1,515,174	△11,935,695	496,167	909,622
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		44,924	△10,007,748	626,097	709,557
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)		0.55	△89.44	2.78	31.40
総 資 産 (千円)		29,075,445	9,020,220	6,883,453	3,686,779
純 資 産 (千円)		14,709,572	2,369,489	3,063,824	5,297,082

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成20年3月期は、マーチャント・バンキング事業において、一部投資案件の回収が次期以降にずれ込んだこと並びに営業投資有価証券について保守的に評価の見直しを行ったことなどから、減収減益となりました。
3. 平成21年3月期は、マーチャント・バンキング事業において、営業投資有価証券、営業貸付金及び販売用不動産などについて、投資回収による売却損または評価損を計上したことなどから、増収の一方で、大幅な当期純損失となりました。
4. 平成22年3月期は、マーチャント・バンキング事業において、投資回収が順調に進捗したこと並びに徹底したコスト削減など経営合理化を進めたことなどから、減収の一方で、当期純利益を確保いたしました。
5. 平成23年3月期末現在において連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成していないことから、平成23年3月期の総資産及び純資産の額は、貸借対照表の額を記載しております。その他、平成23年3月期の業績については、上記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社等の状況
該当事項はありません。
- ③ 重要な企業結合等の状況

当社は、平成23年1月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であった株式会社MBKオペレーターズを吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、マーチャント・バンキング事業及びオペレーション事業を主な事業とし、併せてこれらに付帯する事業を営んでおります。

事業部門	主な事業内容
マーチャント・バンキング事業	国内外の企業及び不動産への投融資、M&A等のアドバイザリー、投資ファンドの組成・運営
オペレーション事業	ホテル等宿泊施設及びボウリング場等スポーツ施設の運営・管理、公営施設の運営受託

(注) 前期において「ホスピタリティ&ウェルネス事業」としていたものを、当期より「オペレーション事業」と名称変更しております。

(8) 主要な営業所

当 社	本 社 (東京都千代田区内幸町) ホ テ ル J A L シ テ ィ 松 山 (愛媛県松山市大手町) ホ テ ル グ ラ ン デ ィ 宮 崎 (宮崎県宮崎市橘通西) 国 民 宿 舎 千 疊 苑 (島根県浜田市若狭町) た つ の パ ー ク ホ テ ル (長野県上伊那郡辰野町)
-----	---

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
181名	15名増

(注) 従業員数には、当社グループへの出向者及び執行役員を含み、当社グループ外への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181名	167名増	42.1歳	3.0年

- (注) 1. 従業員数には、当社への出向者及び執行役員を含み、他社への出向者及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を含んでおりません。
2. 従業員数が当期に167名増加しておりますが、これは主に当社子会社であった株式会社MBKオペレーターズを平成23年1月1日付で吸収合併したことによるものであります。
3. 前記2.の吸収合併の際に株式会社MBKオペレーターズより承継した従業員については、当該従業員が同社に入社した日を入社日として平均勤続年数を算定しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
株式会社十六銀行	600,000
株式会社北陸銀行	115,400

(注) 借入金残高には、社債（私募債）残高600,000千円を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,615,056株 (自己株式を含む)
- (3) 株 主 数 4,897名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
トータルネットワーク ホールディングス リミテッド	7,142,900株	31.61%
古 川 令 治	5,775,100株	25.55%
野村証券株式会社	476,400株	2.11%
大阪証券金融株式会社	391,200株	1.73%
若 山 健 彦	371,700株	1.64%
株式会社不二設計	210,000株	0.93%
J C W株式会社	146,600株	0.65%
鈴 木 俊 二	141,200株	0.62%
上 田 智 佳	135,500株	0.60%
三 木 俊 輝	105,000株	0.46%

(注) 持株比率は自己株式15,973株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

平成21年6月24日開催の定時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社 第9回新株予約権
取締役会決議日	平成21年6月24日
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使価額	1株につき520円
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日から平成26年6月24日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(ii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(iii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。</p>

事業年度の末日における当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
取 締 役	50個	普通株式 5,000株	1名
監 査 役	40個	普通株式 4,000株	4名

平成22年6月23日開催の定時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社 第12回新株予約権
取締役会決議日	平成22年6月23日
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使価額	1株につき280円
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成27年6月24日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>(ii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(iii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。</p>

事業年度の末日における当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
取 締 役	150個	普通株式 15,000株	2名
監 査 役	40個	普通株式 4,000株	4名

(注) 当社は、平成22年8月1日付で10株を1株とする株式併合を行っております。上記2件の新株予約権の行使価額及び新株予約権の目的である株式の数は、いずれも、当該株式併合による調整後の数を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社 第13回新株予約権
取締役会決議日	平成22年6月23日
新株予約権の発行価額	無 償
新株予約権の行使価額	1株につき280円
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成27年6月24日まで
新株予約権の主な行使条件	(i) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 (ii) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (iii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	190個(注)	普通株式 19,000株	11名
当社顧問等	160個	普通株式 16,000株	9名

(注)1. 当社従業員に交付した新株予約権のうち、当事業年度中に20個(2,000株)が消滅し、事業年度の末日における残高は170個(17,000株)となっております。

2. 当社は、平成22年8月1日付で10株を1株とする株式併合を行っております。上記の新株予約権の行使価額及び新株予約権の目的である株式の数は、いずれも、当該株式併合による調整後の数を記載しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成21年8月17日開催の取締役会決議により発行した当社第11回新株予約権について、割当先からの請求を受け、平成22年12月2日付で、新株予約権の残高10個（1,000,000株）を、発行価額と同額にて当社が取得いたしました。なお、当該新株予約権の内容は以下の通りであります。

新株予約権の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社 第11回新株予約権
取締役会決議日	平成21年8月17日
割当人	CITIC International Assets Management Limited
発行日	平成21年9月2日
発行した新株予約権の数	11個
行使された新株予約権の数	1個
新株予約権の発行価額	1個につき1,699,622円
新株予約権の目的である株式の種類及び数	1個につき当社普通株式100,000株
新株予約権の行使価額	1株につき400円
新株予約権の行使期間	平成21年9月7日から平成22年12月2日まで
新株予約権の主な行使条件	<ul style="list-style-type: none"> (i) 当社は、本新株予約権者に10営業日前に書面で通知することにより、割当日から行使期間満了日の1ヶ月前の日までの間に、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる。この行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能であり、行使停止期間の長さには制限はない。 (ii) 当社は、2週間までの事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる。 (iii) 本新株予約権者は、当社に本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で買い取るよう請求することができる。 (iv) その他、新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。

(注) 当社は、平成22年8月1日付で10株を1株とする株式併合を行っております。上記の新株予約権の行使価額及び新株予約権の目的である株式の数は、当該株式併合による調整後の数を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼COO	森 下 将 典	
取 締 役 会 長	古 川 令 治	
取 締 役 C E O	トミー・ウォン	
取 締 役 C I O	浦 勇 和 也	マーチャン・バンキング・グループ管掌
取 締 役	杉 浦 康 夫	オペレーション・グループ管掌
常 勤 監 査 役	加 來 洋 二 郎	
監 査 役	鈴 木 昌 也	公認会計士鈴木昌也事務所代表
監 査 役	藤 野 文 悟	
監 査 役	アレン・チャン	

- (注) 1. 監査役鈴木昌也氏、藤野文悟氏及びアレン・チャン氏は、社外監査役であります。なお、藤野文悟氏は、大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役鈴木昌也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。

(1) 就任

平成22年6月23日開催の第86回定時株主総会において、トミー・ウォン氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任

平成22年6月23日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、取締役スー・コリン氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役 6 名 50百万円

監 査 役 4 名 9百万円（うち社外監査役3名 5百万円）

- (注) 報酬等の額には、役員賞与（取締役23百万円、監査役1百万円）及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額（取締役1百万円、監査役0百万円）を含んでおります。なお、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	鈴木昌也	当事業年度開催の取締役会には22回中14回、また、監査役会13回中13回に出席し、公認会計士の立場から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、適切な意見を述べております。
社外監査役	藤野文悟	当事業年度開催の取締役会には22回中13回、また、監査役会13回中11回に出席し、中国ビジネスに関する専門知識と豊富な経験を生かし、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、適切な意見を述べております。
社外監査役	アレン・チャン	当事業年度開催の取締役会には22回中15回、また、監査役会13回中8回に出席し、中国・香港における会計に関する専門知識と豊富な経験を生かし、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、適切な意見を述べております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略を適用した取締役会の回数は除いております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役とは、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽A S G 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1,800千円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社子会社のAI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合、エストレア投資事業有限責任組合及びマーチャント1号投資事業有限責任組合は、太陽ASG有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、AI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合及びエストレア投資事業有限責任組合は、当連結会計年度中に解散しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理の適切な態勢を構築するとともに、今後不断の見直しを実施して改善・充実を図っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号前段)

①コーポレート・ガバナンス

- (i) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業倫理綱領、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督いたします。取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該基準に則って業務執行を決定するものとしております。
- (ii) 代表取締役社長は、取締役会から委任された業務執行の決定を行い、この決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行するものとしております。
- (iii) 取締役会が取締役の職務執行の監督を行うため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に従って取締役会に報告いたします。取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとしております。
- (iv) 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとしております。

②コンプライアンス

- (i) 取締役を含む役職員がとるべき行動の規準・規範を定めた「企業倫理綱領」「行動規範」を制定しております。
- (ii) 経営管理部をコンプライアンス推進部門とし、取締役会の指揮に基づき当社のコンプライアンス体制を整備するとともに、全役職員に対する研修・教育を行い周知徹底を図っております。
- (iii) コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び従業員が社内での通報窓口或いは社外の弁護士を通じて通報できる内部通報制度を維持しております。

③財務報告の適正確保のための体制整備

(i) 当社は、経理規程その他の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連諸法令を遵守し、財務報告の適法性・適正性を確保するための社内体制を構築しております。

(ii) 当社は、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を評価・改善する体制を構築しております。

④内部監査

当社は、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款、社内規程の遵守状況、職務執行の適切性等につき内部監査を実施し、社長、取締役会及び監査役に対し、内部監査結果を報告しております。内部監査室は内部監査指摘事項につき、是正・改善状況を社長、取締役会及び監査役に対し報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

①情報の保存・管理

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、社内規程を遵守し、文書管理規程その他の社内規程の定めに従って、漏洩等のないよう十分な注意をもって適切に保存・管理しております。

②情報の閲覧

取締役及び監査役はいつでも前項の情報の閲覧ができるようになっております。

③情報の開示

法令、取引所適時開示規則に従って、必要な情報開示を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを厳格に管理し、企業経営の安定性及び健全性の維持を図っております。

- ②経営管理部は、監査役及び内部監査室と連携し、各部門のリスク管理体制整備を支援し、全社の部門横断的リスク管理体制を構築しております。
- ③各業務部門は、自部門のリスク管理体制を整備・構築しております。内在するリスクを認識・分析・評価し適切な対策を実施し、このリスク管理体制の見直しを行っております。
- ④危機に対する管理体制を整備・構築しております。危機発生の場合には、対策本部を設置し、被害拡大を防止し、迅速な復旧が可能な体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基盤である取締役会を月一回定期的に、また、必要に応じて適時に開催しております。
- ②コンプライアンス及びリスクにかかる重要事項については、取締役会の決議又は報告事項としております。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程ほかの社内規程において、その責任者、業務執行手続きの詳細について定め、もって職務執行の業務効率性を確保しております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①従業員は、全役職員がとるべき行動の基準、規範を定めた「倫理綱領」「行動規範」及びその他の社内規程に従って行動するものとしております。
- ②従業員は、法令、定款、社内規程等に違反する行為、又は合理的にその懸念があると思料される行為等を知ったときは、その職務上義務がない場合でも、所定の社内窓口に通報するものとしております。内部通報制度については、通報者の保護を図り報復行為を禁じる等、この体制を維持します。（内部通報規程による。）
- ③業務執行部門から独立した内部監査室が、定期的又は必要に応じて随時内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査役に報告するとともに被監査部門に通知します。（内部監査規程による。）

(6) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- ①当社グループ各社は、共通の「倫理綱領」「行動規範」を基本の社内規程とするようにしております。
- ②社内規程に従い、子会社を所管する部門が、それぞれ管理する子会社の統轄・管理を行っております。また、社内に管理部署を設置し、当該部署で全般的管理を行っております。なお、当会社の子会社及び関係会社の経営管理に関しては、関係会社管理規程により行うものとしております。
- ③当社の子会社の業務活動全般についても、内部監査室による内部監査の対象としております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助する従業員を置きます。

(8) 従業員の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役の職務を補助する従業員に対する指揮命令権限は監査役、監査役会に属しており、その任用、異動、評価、処分は、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保しております。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

①重要会議への出席

監査役は、取締役会、ほかの重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況等を聴取し、関連資料を閲覧し、説明・報告を求めることができるものとしております。

②取締役等の報告義務

- (i) 取締役、部長ほかのすべての者は、監査役会・監査役が説明・報告を要求した場合には、その要求内容を監査役に説明・報告しなければならないものとしております。

- (ii) 取締役は、法令が定める事項のほか、(a)財務・業務に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容、(b)コンプライアンスの状況、(c)業績・業績見直し発表内容、等につき直ちに監査役に報告するものとしております。
- (iii) 従業員は、(a)当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、(b)重大なコンプライアンス違反につき、直接監査役に報告することができるものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

① 内部監査室と監査役の連携

内部監査室は、監査役との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を監査役に報告する等、密接な連携を行うものとしております。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも密接な連携を行っております。

② 外部専門家の利用

監査役は必要と認める場合には、取締役会又は取締役の事前承認を受けることなく、当会社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用できるものとしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

当社グループの役員及び従業員等は、反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針といたします。

投融資先や取引先の選定にあたっては、所定の審査手続きのなかで、反社会的勢力の排除を重要な事項と認識し徹底してまいります。

万一反社会的勢力による不当要求等の問題が生じた場合は、代表取締役社長の指揮のもと、所管部門である経営管理部が事務局となり、顧問弁護士等の専門家と連携のうえ、適切な対応を行うことといたします。

今後とも当社グループは、こうした方針を徹底するため、役員及び従業員等に向けた社内研修等の取り組みに努めてまいります。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化への対応のために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

当期（平成23年3月期）につきましては、当初、中間配当及び期末配当とも無配とさせていただく予定でありましたが、当期業績及び財務状況などを総合的に勘案し、期末配当より1株あたり4円の復配を行うことといたしました。

次期（平成24年3月期）につきましては、中間配当を無配とし、期末配当を2円とさせていただく予定であります。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,051,486
売上原価	4,162,252
売上総利益	3,889,234
販売費及び一般管理費	2,906,857
営業利益	982,377
営業外収益	10,643
受取利息	2,787
その他の	7,856
営業外費用	83,398
支払利息	62,228
社債利息	14,519
その他の	6,649
経常利益	909,622
特別利益	52,418
新株予約権戻入益	22,760
受取補償金	7,823
過年度固定資産税還付金	13,148
その他の	8,685
特別損失	245,769
事業整理損	214,389
その他の	31,380
税金等調整前当期純利益	716,270
法人税、住民税及び事業税	9,167
法人税等調整額	261
少数株主損益調整前当期純利益	706,841
少数株主損失	2,716
当期純利益	709,557

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	2,765,732	20,849	308,010	△23,159	3,071,433
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	—	709,557	—	709,557
自己株式の取得	—	—	—	△139	△139
自己株式の処分	—	—	△0	56	56
連結除外に伴う 剰余金増減額	—	—	7,151	—	7,151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	716,709	△82	716,626
当 期 末 残 高	2,765,732	20,849	1,024,719	△23,242	3,788,059

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前 期 末 残 高	△209,358	2,226	△207,132	66,694	132,829	3,063,824
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	709,557
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△139
自己株式の処分	—	—	—	—	—	56
連結除外に伴う 剰余金増減額	—	—	—	—	—	7,151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	70,438	△2,226	68,212	△29,054	△132,829	△93,671
当期変動額合計	70,438	△2,226	68,212	△29,054	△132,829	622,954
当 期 末 残 高	△138,920	—	△138,920	37,639	—	3,686,779

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲等に関する事項

① 連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 非連結子会社の状況

主要な会社等の名称 MBK Asia Limited

上海亜賽特投資諮詢有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。なお、上海亜賽特投資諮詢有限公司は現在解散の手続き中であります。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

主要な会社等の名称 MBK Asia Limited

上海亜賽特投資諮詢有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から、AI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合は、解散したため、上海亞賽特投資諮詢有限公司は、解散することを決定し重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金については「⑧投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	5～47年	工具、器具及び備品	2～15年
機械装置及び運搬具	2～10年		

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については長期前払費用（その他投資その他の資産）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑦ 営業投融資の会計処理

当社グループが営業投資目的で行う投融資（営業投融資）については、営業投資目的以外の投融資とは区別して「営業投資有価証券」及び「営業貸付金」として「流動資産」にまとめて表示しております。また、営業投融資から生ずる損益は、営業損益として表示することとしております。なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

⑧ 投資事業組合等の会計処理

当社グループは投資組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等への出資金を「営業投資有価証券」、又は「投資有価証券」（以下「組合等出資金」という。）として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高又は営業外損益に計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

2. 連結計算書類作成の基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる、損益に与える影響はありません。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第22号）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第23号）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第7号）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第16号）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

なお、当該変更が当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

- ① 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」(前連結会計年度22,760千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。
- ② 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当連結会計年度2,774千円)については、金額が僅少なため「その他」に含めて表示しております。
- ③ 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,615,056株

- (2) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	90,396	4.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

- (4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
- 普通株式 1,475株

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり当期純利益 31円 40銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,287,671	流動負債	683,806
現金及び預金	2,070,860	買掛金	102,195
売掛金	54,760	1年以内返済予定の 長期借入金	15,600
営業投資有価証券	624,855	リース債務	748
販売用不動産	71,870	未払金	73,145
商品及び製品	3,494	未払費用	301,009
原材料及び貯蔵品	22,952	前受金	22,654
預け金	377,344	預り金	118,753
前渡金	849	未払法人税等	9,433
前払費用	39,560	その他	40,267
その他	21,664	固定負債	926,497
貸倒引当金	△541	社債	600,000
固定資産	2,009,411	長期借入金	99,800
有形固定資産	1,498,942	リース債務	2,993
建物(純額)	708,320	繰延税金負債	17
構築物(純額)	19,301	預り敷金・保証金	200,909
機械及び装置(純額)	21,477	その他	22,776
車両運搬具(純額)	4,039		
工具器具及び備品(純額)	144,437	負債合計	1,610,303
リース資産	3,445	純資産の部	
土地	852,985	株主資本	3,788,059
減損損失累計額	△255,064	資本金	2,765,732
無形固定資産	2,978	資本剰余金	20,849
電話加入権	308	資本準備金	20,849
ソフトウェア	2,669	利益剰余金	1,024,719
投資その他の資産	507,490	その他利益剰余金	1,024,719
関係会社株式	70,714	繰越利益剰余金	1,024,719
長期貸付金	137,037	自己株式	△23,242
破産更正債権等	3,545	評価・換算差額等	△138,920
敷金及び保証金	268,534	その他有価証券評価差額金	△138,920
長期前払費用	31,203	新株予約権	37,639
貸倒引当金	△3,545	純資産合計	3,686,779
資産合計	5,297,082	負債及び純資産合計	5,297,082

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,444,189
売 上 原 価	3,405,378
売 上 総 利 益	2,038,810
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,033,372
営 業 利 益	1,005,438
営 業 外 収 益	35,586
受 取 利 息	1,458
関 係 会 社 受 取 利 息	28,671
そ の 他	5,456
営 業 外 費 用	57,314
支 払 利 息	37,960
社 債 利 息	14,519
そ の 他	4,834
経 常 利 益	983,710
特 別 利 益	31,205
新 株 予 約 権 戻 入 益	22,760
受 取 補 償 金	7,823
そ の 他	620
特 別 損 失	711,390
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	286,216
事 業 整 理 損 失	214,389
減 損 損 失	177,902
そ の 他	32,881
税 引 前 当 期 純 利 益	303,525
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,180
法 人 税 等 調 整 額	△2,552
当 期 純 利 益	299,896

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
前 期 末 残 高	2,765,732	20,849	20,849	724,823	724,823
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	—	—	299,896	299,896
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	299,895	299,895
当 期 末 残 高	2,765,732	20,849	20,849	1,024,719	1,024,719

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
前 期 末 残 高	△23,159	3,488,246	△209,358	66,694	3,345,582
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	299,896	—	—	299,896
自 己 株 式 の 処 分	56	56	—	—	56
自 己 株 式 の 取 得	△139	△139	—	—	△139
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	70,438	△29,054	41,383
当 期 変 動 額 合 計	△82	299,812	70,438	△29,054	341,196
当 期 末 残 高	△23,242	3,788,059	△138,920	37,639	3,686,779

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金については、(8) 投資事業組合等の会計処理に記載しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
料及び貯蔵品

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物	30～47年	構 築 物	5～38年
機械及び装置	2～10年	車両運搬具	2～5年
工具器具備品	3～10年		

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、前払費用及び長期前払費用に計上し、5年で均等償却を行っております。

(7) 営業投融資の会計処理

当社グループがM&A事業の営業取引として営業投資目的で行う投融資（営業投融資）については、営業投資目的以外の投融資とは区別して「営業投資有価証券」及び「営業貸付金」として「流動資産」にまとめて表示しております。また、営業投融資から生ずる損益は、営業損益として表示することとしております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

(8) 投資事業組合等の会計処理

当社は投資事業組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「関係会社株式」又は「関係会社有価証券」（以下「組合等出資金」という。）として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高又は営業外損益に計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

2. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる、損益に与える影響はありません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」(前事業年度3,143千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書関係)

- ① 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」(前事業年度22,760千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。
- ② 前事業年度において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当事業年度2,759千円)については、金額が僅少なため「その他」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 215,281千円 |
|--------------------|-----------|

(2) 担保に供している資産

建 物	493,644千円
構 築 物	6,243
土 地	846,986
計	1,346,874千円

上記に対応する債務

1年以内返済予定の長期借入金	15,600千円
社 債	600,000
長期借入金	99,800
計	715,400千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	118,704千円
-------	-----------

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
茨城県坂東市	ボウリング場、 アミューズメント施設	建物、構築物、機械及び装置、工具器具 及び備品、リース資産

当社は、原則として、事業用資産については事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

茨城県坂東市の事業所の業績低迷により、同事業所に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計を減損損失（177,902千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物153,591千円、構築物7,412千円、機械及び装置955千円、工具器具及び備品6,794千円、リース資産9,147千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は売却可能価格によっております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式 15,973株
--------------------	--------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、マーチャント・バンキング事業における新規投資及び投資回収の計画、並びにオペレーション事業における設備投資計画などに照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、主に銀行預金など流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。デリバティブは、主に後述するリスクを回避するために利用しており、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日の円建ての債権であり、顧客の信用リスクにさらされております。

海外で事業を行うに当たり生じる外貨建ての金融資産等は、為替の変動リスクにさらされており、過度のリスクが生じることのないよう後述のデリバティブ取引などを利用してヘッジを行うことがあります。

営業投資有価証券は当社の主たる事業の一である営業投資のための株式及び出資金等であり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業または非連結子会社の株式及び出資金等であります。これらは、投資先企業の財務状況により価値が下落するリスク、不動産ファンドや上場有価証券などについては市場リスク、外貨建てのものについては為替リスクなどにさらされております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日の円建ての債務であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、投融資や設備投資などに係る資金調達を目的としたものであり、償還日または返済期日は最長で決算日後約5年であります。このうち金利の変動リスクに晒されているものについて、一部金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

当社が利用するデリバティブ取引は、借入金及び社債にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引と、外貨建ての営業投資資産、金融資産及び営業債権債務に係る為替リスクに対するヘッジを目的とした為替予約及び為替スワップ取引であります。なお、当事業年度末現在で、利用残高のあるデリバティブ取引はありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は主にオペレーション事業において経常的に発生しており、各事業所の担当部門が、所定の手続きに従い、債権（主に小口債権）の回収状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

また、当社の営業債権は、投資回収時などに不定期に発生するものであり、営業部門が、管理部門と連携して、個別取引ごとに回収までの期間や取引の相手方の信用状況などを総合的に判断した上で取引の実行を決定し、約定に従った債権回収に至るまでモニタリングを行っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

営業投資有価証券及び投資有価証券のうち、国内外の企業向けのものについては、発行体（取引先企業、関連会社等）の財務状況等を継続的に把握することに努めており、状況に応じて随時保有方針の見直しなどを行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。また、当社は、外貨建ての金融債権債務、営業債権債務について、過度の為替リスクを回避するため、為替予約または為替スワップを利用してヘッジすることがあります。

営業投資有価証券及び投資有価証券のうち、不動産ファンドや上場有価証券など市場リスクのあるもの、または外貨建てのものについては、定期的に時価や為替レートの変動による影響等を把握し、保有方針の見直しなどを行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、所定の手続きに従い、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、重要な取引があった場合は、取締役会に報告することとしております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業部門が企画・立案する新規投資または投資回収の計画に基づき、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

（単位：千円）

（注）1	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,070,860	2,070,860	—
(2) 売 掛 金	54,760	54,319	△440
(3) 営業投資有価証券（注）2	380,726	380,726	—
(4) 預 け 金	377,344	377,344	—
資 産 計	2,883,691	2,883,251	△440
(1) 買 掛 金	102,195	102,195	—
(2) 長期借入金	115,400	114,252	△1,147
(3) 社 債	600,000	574,035	△25,964
負 債 計	817,595	790,483	△27,111
デリバティブ取引	—	—	—

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(4)預け金

短期間で決済されるものであり、また外貨建てのものについては期末時点の為替レートにより時価評価を行っているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

貸借対照表計上額は、売掛金の帳簿価額（54,760千円）から、これに対応する貸倒引当金（440千円）を控除した後の金額を記載しております。また、売掛金は短期間で決済されるものであり、時価はこの貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

営業投資有価証券の貸借対照表計上額は、帳簿価額（千円）から、後記（注）2に該当するものを控除した額を記載しております。当該控除後の営業投資有価証券は、「1. 重要な会計方針に係る事項（1）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の方法により時価評価を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、(3) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

また、社債は銀行が保証を行う私募債であり、長期借入金に準じた方法により、時価評価を行っております。

デリバティブ取引

当事業年度末においてデリバティブ取引の残高はありません。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
営業投資有価証券 (国内外の非上場株式及び国内外の非上場株式を 投資対象とする投資ファンドの出資証券等)	244,129
敷金及び保証金	268,534

営業投資有価証券のうち上記のものについては市場価格がないため、敷金及び保証金については返還時期を合理的に見積もりことができないため、いずれも時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区 分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,070,860	—	—	—
売 掛 金	54,760	—	—	—
預 け 金	377,344	—	—	—
合 計	2,502,965	—	—	—

3 社債及び長期借入金の決算日後の償還予定額

区 分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社 債	—	600,000	—	—
長期借入金	15,600	99,800	—	—
合 計	15,600	699,800	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当社は、千葉県及び北海道において、自社で所有する土地及び建物を、法人向けに賃貸（一棟貸し）しております。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

貸借対照表計上額			決算日における時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
813,430千円	△10,204千円	803,226千円	761,927千円

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、45,639千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

営業投資有価証券評価損	898,527千円
繰越欠損金	3,187,931
その他有価証券差額金	56,526
減損損失	96,931
その他	52,104
繰延税金資産小計	4,292,020千円
評価性引当額	△4,292,020千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

建設協力金	△17千円
繰延税金負債合計	△17千円

繰延税金負債の純額 △17千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減損損失累計額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	109,771	9,147	100,623	—
工具器具備品	154,338	94,829	59,201	307
合計	264,109	103,976	159,825	307

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額 307千円 (全て1年内)

リース資産減損勘定の残高 24,537千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 49,162千円

リース資産減損勘定の取崩額 34,519千円

減価償却費相当額 14,643千円

減損損失 9,147千円

- (4) 減価償却相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主かつ役員及びその近親者	トータル・ネットワーク・ホールディングス・リミテッド	被所有 31.6%	当社大株主であり、当社取締役トミー・ウォンが実質支配する会社	営業投資有価証券（国内上場株式）の売却(注1)	73,339	—	—
主要株主かつ役員及びその近親者	古川 令治	被所有 25.5%	当社大株主であり当社取締役	営業投資有価証券（国内上場株式）の売却(注1)	10,021	—	—
子会社	株式会社MBKオペレーターズ(注2)	100.0%	当社所有資産の貸貸先、当社貸付先	貸付金の受取利息(注3)	28,671	—	—
				資金の貸付け(注3)	706,396	—	—
子会社	AI・ダイニングファンド投資事業有限責任組合	67.7%	当社が運営する投資ファンド	清算に係る現物分配の受取(注4)	270,180	—	—

(注1) 営業投資有価証券（国内上場株式）は、直近の市場価格を取引価格としております。

(注2) 平成23年1月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当該子会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(注3) 資金の貸付けは、当該子会社の運転資金のためのものであります。また、貸付金利は、市場金利、金融機関等からの調達金利などを勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、前記(注2)の通り、当該子会社を吸収合併したため、貸付金残高は消滅しております。

(注4) 本件取引は、投資ファンドである当該子会社の清算に伴い、当該子会社が運用資産として保有していた営業投資有価証券（国内上場株式）の現物分配を受けたものであります。現物分配は当社持分に応じた内容であり、取引金額は分配時の時価により算定しております。

(注5) 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	161円 47銭
1株当たり当期純利益	13円 27銭

13. 追加情報

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成23年3月29日開催の当社取締役会において自己株式の取得を決議し、その後かかる決議に基づき自己株式を取得いたしました。その内容は以下の通りであります。

(1) 平成23年3月29日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 500,000株（上限）
（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.21%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 総額60,000,000円（上限） |
| ④ 取得期間 | 平成23年4月1日から平成23年4月27日まで |

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 取得した株式の総数 | 396,700株 |
| ② 株式の取得価額の総額 | 59,989,600円 |
| ③ 取得期間 | 平成23年4月1日から平成23年4月20日まで(約定ベース) |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月16日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 茂 善 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田茂善 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

マーチャント・バンカーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	加 來 洋二郎	㊟
社外監査役	鈴 木 昌 也	㊟
社外監査役	藤 野 文 晤	㊟
社外監査役	アレン・チャン	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条の（目的）の追加及び文言の整理をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
(1)～(10) (条文省略)	(1)～(10) (現行通り)
(11) ホテル、ビル並びに公共施設等の清掃及び保守管理業務	(11) ホテル、ビル並びに公共施設等に関する運営受託、保守管理並びに清掃等の業務
(12)～(14) (条文省略)	(12)～(14) (現行通り)
(15) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、遊技場、温浴施設、結婚式場、貸会場、美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務	(15) 飲食店、喫茶店、ホテル、宿泊施設、遊技場、温浴施設、 <u>キャンプ施設</u> 、結婚式場、貸会場、美容サロン及びスポーツ施設の経営並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
(16)～(19) (条文省略)	(16)～(19) (現行通り)
(新 設)	(20) 太陽光、太陽熱、風力、地熱及び潮力等を利用した発電によって生じる電気の供給、発電設備及び関連機器類の輸出入及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
(新 設)	(21) 食料品及び飲料の輸出入、加工及び販売、並びにこれらに関する企画、立案、調査及びコンサルタント業務
(20) 経営一般に関するコンサルタント業務	(22) 経営一般に関するコンサルタント業務
(21) 前各号に付帯する業務	(23) 前各号に付帯する業務及び前各号の目的を達成するために必要な事業
第3条～第42条 (条文省略)	第3条～第42条 (現行通り)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制強化のため取締役2名を増員いたしたいため、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	浦 勇 和 也 昭和32年11月28日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 平成5年12月 スイス・ユニオン銀行(現UBS銀行) 在日本部法人 金融本部長 平成9年6月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 審査部長/ 中部関西法人統轄部長 平成17年2月 三洋電機株式会社 ファイナンシャルエゴリユー ションプラン推進本部長 平成19年6月 当社取締役副社長 平成19年11月 当社取締役副社長兼CFO 平成21年6月 当社取締役 平成21年8月 当社取締役CIO(現任) [担当]マーチャント・バンキング・グループ管掌	10百株
2	森 下 将 典 昭和42年4月1日生	平成2年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入社 平成12年11月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成17年3月 当社入社 経営企画室長 平成17年6月 当社取締役経営企画室長 平成18年6月 当社代表取締役COO 平成19年6月 当社代表取締役CFO 平成19年11月 当社代表取締役CFO 平成21年1月 当社代表取締役社長兼CEO 平成21年6月 当社代表取締役社長兼COO(現任)	30百株
3	古 川 令 治 昭和29年1月7日生	昭和51年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 平成8年7月 株式会社加ト吉(現テーブルマーク株式会社)出向 業務企画国際部長 平成9年2月 同 取締役 平成11年8月 コーリヤーズエムエフ株式会社 取締役 平成12年4月 アセット・マネジャーズ株式会社(現いちごグルー プホールディングス株式会社)代表取締役社長 平成17年10月 同 代表取締役会長 平成21年2月 当社執行役員CSO 平成21年6月 当社取締役会長兼CEO 平成22年6月 当社取締役会長(現任)	57,751百株
4	トミ ー・ウオン (黄 志 堅) 昭和38年1月12日生	昭和61年10月 太陽中国有限公司 部長 平成元年3月 同 社長(現任) 平成5年3月 太陽集団(中国)有限公司 社長(現任) 平成13年1月 太陽水産天津有限公司 社長(現任) 平成15年1月 広州神陽高新技術有限公司 社長(現任) 平成20年2月 中国漁業協会 專家委員会副主任(現任) 平成20年7月 上海海洋大学兼職教授(現任) 平成22年6月 当社取締役CEO(現任)	— (71,429百株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	杉浦康夫 昭和22年4月3日生	昭和46年3月 株式会社帝国ホテル入社 昭和56年11月 株式会社ホテル日航大阪入社 平成11年6月 同 取締役 平成16年4月 ホテル日航茨木大阪 総支配人 平成19年1月 株式会社アセット・オペレーターズ(平成23年1月に当社が吸収合併)入社 常務取締役 平成19年4月 同 代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役(現任) [担当] オペレーション・グループ管掌	—
6	人見泰介 昭和29年7月4日生	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 平成10年12月 中小企業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)主任調査役 平成13年4月 安田企業投資アメリカ(Yasuda Enterprise Development America Inc.) CEO 平成17年6月 安田企業投資株式会社 先端技術投資部長兼ストラクチャード投資部部長 平成19年10月 アセット・マネジャーズ株式会社(現いちごグループホールディングス株式会社)国際投資部長 平成20年3月 アセット・マネジャーズ・インターナショナル株式会社 常務取締役 平成21年1月 アエルコーポレーション株式会社 ソリューション事業部長 平成22年9月 当社出向 平成23年1月 当社企業金融部長(現任)	—
7	宮毛忠相 昭和50年10月21日生	平成11年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 平成20年4月 当社入社 平成20年10月 当社経営企画部長 平成21年2月 当社経営企画部長兼財務経理部長 平成21年4月 当社財務経理部長兼社長室長 平成21年6月 当社執行役員CFO兼財務経理部長(現任) [担当] 管理グループ管掌	—

- (注) 1. 当社は、第87期事業年度において、トミー・ウォン氏が実質的に所有するトータルネットワークホールディングスリミテッド(以下「トータル社」)及び古川令治氏との間で、営業投資有価証券の売却取引を行いました。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成23年3月31日現在のものです。なお、トミー・ウォン氏は、当社の大株主であるトータル社の代表者であり、トータル社の出資割合の大半を占める実質的な所有者であります。上記の「所有する当社株式の数」欄における括弧書中の株式数は、当社が所有する当社株式の数を記載しております。
3. 英語職名の略は次の通りであります。
- CEO: Chief Executive Officer (最高経営責任者)
COO: Chief Operating Officer (最高執行責任者)
CIO: Chief Investment Officer (最高投資責任者)
CFO: Chief Financial Officer (最高財務責任者)
CPO: Chief Planning Officer (最高企画・戦略責任者)
CSO: Chief Strategic Officer (最高戦略責任者)

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役加來洋二郎及び鈴木昌也の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	加來洋二郎 昭和13年2月19日生	昭和37年4月 安宅産業株式会社(現伊藤忠商事株式会社)入社 昭和60年1月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入社 平成13年2月 アセット・マネジャーズ株式会社(現いちごグループホールディングス株式会社) 監査役 平成18年6月 当社常勤監査役(現任)	30百株
2	鈴木昌也 昭和32年7月18日生	昭和55年4月 公認会計士深山小十郎事務所入所 昭和60年11月 監査法人中央会計事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 平成9年1月 公認会計士鈴木昌也事務所代表(現任) 平成10年4月 株式会社SFCG 社外監査役 平成14年12月 マルマン株式会社 社外監査役 平成15年6月 当社社外監査役(現任) 平成19年6月 佐藤食品工業株式会社 社外取締役 [重要な兼職]公認会計士鈴木昌也事務所代表	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木昌也氏は社外監査役候補者であります。
3. 鈴木昌也氏につきましては、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の経営に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 鈴木昌也氏は、現在当社の社外監査役であります。当社社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 鈴木昌也氏は佐藤食品工業株式会社(JASDAQ上場、証券コード2814)の元社外取締役であり、同社経営に関し、同氏を含む同社元取締役6名を被告とする責任追及訴訟が現在継続しております。当社といたしましては、現時点においてかかる訴訟が当社監査役としての職務執行に影響するものではないと考えており、同氏の当社における実績などから、引き続き同氏が当社社外監査役として適任であるとと考えております。
6. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者鈴木昌也氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には契約を更新する予定であります。
- その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は法令が規定する額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位につきましては、伊藤孝雄氏を第一順位とし、岩隈春生氏を第二順位といたします。ただし、常勤監査役の加來洋二郎氏の補欠は、岩隈春生氏のみとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	伊藤孝雄 昭和12年8月5日生	昭和36年9月 建設省(現国土交通省) 昭和39年4月 会計検査院 昭和42年10月 司法試験合格 昭和45年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 昭和59年6月 伊藤法律事務所開設(現任) 平成20年6月 当社社外監査役(平成21年6月に辞任)	—
2	岩隈春生 昭和19年1月15日生	昭和43年4月 エッソ・スタンダード石油株式会社(現エクソンモービル有限会社)入社 平成7年8月 同 コントローラー本部経理部長 平成8年10月 同 貸金人事計画部長 平成14年4月 川崎陸送株式会社 理事 財務部長 平成17年7月 同 執行役員 経営企画室長 平成18年7月 当社入社 内部監査室長 平成21年6月 株式会社MBKオペレーターズ(平成23年1月に当社が吸収合併) 取締役副社長 平成23年1月 当社オペレーション事業部付部長(現任)	—

- (注) 1. 当社は、伊藤孝雄氏との間で、顧問弁護士契約を締結しております。また、岩隈晴生氏は当社従業員であります。これら補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤孝雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏の弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、株式会社大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。伊藤孝雄氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成19年6月26日開催の第83回定時株主総会にて年額400百万円以内とする旨、当社監査役の報酬額は、平成17年6月24日開催の第81回定時株主総会にて50百万円以内とする旨をそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額の範囲内において、取締役及び監査役に対し報酬等として下記の内容の新株予約権を発行することにつきまして併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は5名、監査役は4名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名、監査役は4名となります。

1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上への意欲や士気を高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び監査役

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

200個(うち取締役に対しては160個、監査役に対しては40個)を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または、自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{1株当たりの払込} \\ \text{新規発行数又は} \\ \text{金額または処分} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{は処分株式数}}{\text{金額}}}{\text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項を決定する取締役会決議の日から2年以上経過した日より3年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

④その他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) その他の新株予約権の条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

4. 新株予約権の割当日

平成23年9月末日までの取締役会において定める日

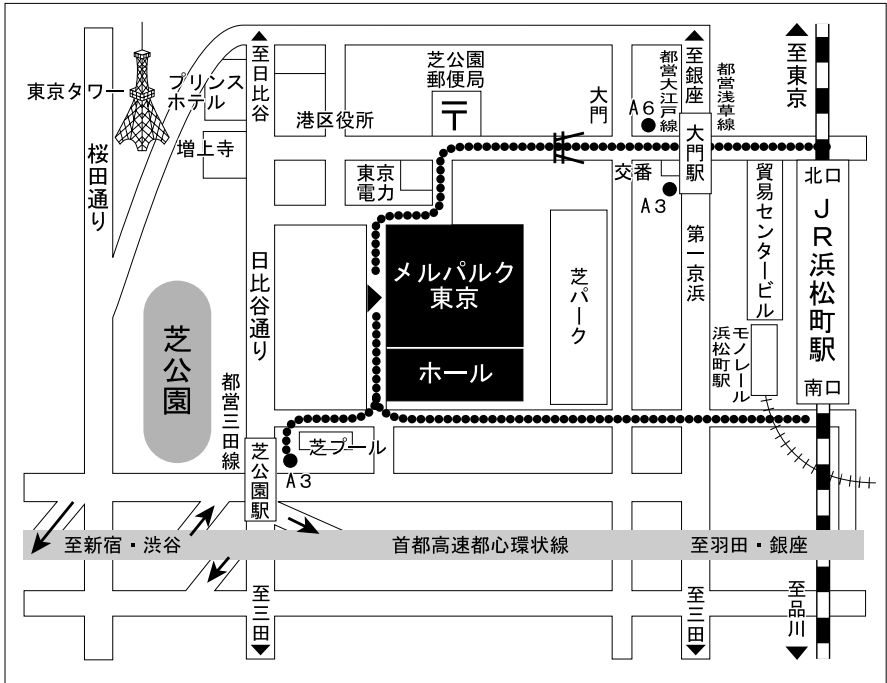
以上

株主総会会場のご案内

会場 メルパルク東京 4階 孔雀

住所 東京都港区芝公園二丁目5番20号

<ご案内図>



<アクセス>

- JR・モノレール浜松町駅下車北口徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戸線大門駅下車A3・A6番出口徒歩約4分
- 都営地下鉄三田線芝公園駅下車A3番出口徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線大門駅下車A3・A6出口徒歩約4分